

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和6年11月発行 第76号

医療法による立入検査が始まってわかったこと（宿直義務の免除の再考）

本年4月の医師の働き方改革開始に際し、必要かつ可能な各医療機関では医師の宿日直許可を取得され、勤務医や派遣医の時間外労働時間を適切に短縮されました（表1-A）。今回は院長、管理監督者の宿日直の話題です。院長は管理者なので労働時間管理の埒外（表1-B）ですが、院長以外の管理監督者（役員等）が宿日直を担当される場合、すべて労働時間となります。宿日直許可を得ている病院でも院長以外の管理監督者の宿日直は労働時間に該当するからです。その結果、時間外労働時間が100時間超となる可能性が高くなります（表1-C）。すると医療法では面接指導を受けなければならない立場になってしまいます。

健康面で支障のない場合、院長以外の管理監督者については、「医師の宿直義務の免除をもう一度検討すること」を提案させていただきます。

院長以外の管理監督者は勤務医と異なり、病院に隣接する場所や急変時に速やかに診療を行うことができる範囲に居住していることが多いと考えられます。そうであれば医療法第16条の「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない」とする医師の宿直義務のただし書きにある宿直免除を高知県に申請するという選択肢があります。

勤改センターでは令和3年10月発行第41号「医師の宿直義務の免除について」でお知らせしていました。再度その一部を以下に記します。ご一読ください。

免除①

病院に隣接した場所に待機する場合

（要件）病院と同一敷地内にある施設（住居等）あるいは敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等：公道等を挟んで隣接している場合も可）で、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう備えていること

⇒ この要件に該当する場合は、申請の手続きなしで宿直義務がなくなります。

免除②

入院患者の病状が急変した場合においても医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとしてあらかじめ都道府県知事に認められた場合

（医療法施行規則第9条の15の2）

（要件）次のア～エのすべてを満たした上で、高知県に申請が必要です。

- ア 入院患者の病状が急変した場合に、
- ア 看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されている
- イ 当該医師が病院からの連絡を常時受けられる
- ウ 当該医師が速やかに病院に駆けつけられる場所にいる
- 高知県では、病院と医師の宿舎等の距離は2km以内、かつ、徒歩又は自転車で10分以内（Web上の地図で経路を計測）とされています。
- エ 当該医師が適切な診療が行える状態である

（都道府県によって要件の詳細が異なります）

⇒ 高知県知事に認められた場合は宿直義務がなくなります。この場合、医師ごとに宿直義務の免除の可否を認めるため、同一病院内でも免除になる医師とならない医師が混在することがあります。

【表1】

	宿日直者	宿日直許可	労働時間カウント
A	勤務医／派遣医	対象	否※
B	院長	—	—
C	院長以外の管理監督者	対象外	要

※宿日直許可のある施設での宿日直は労働時間にカウントされませんが、救急車等の対応は可能です。緊急、重症者等に対応した時間は労働時間としてカウントします。

宿直義務の
免除申請の
可能性

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

